

求人者各位殿

令和 6年 10月 1日
(令和7年3月1日一部改正)

ホームヘルパー
ケアワーカー についてのお願い

当事業所を御利用いただきありがとうございます。
日頃、求人の皆様にはご要望に充分お応え出来ず、申し訳無く存じております。
一般社会の勤務体制と異なり特異の勤務環境にあり、求職者業務の提供におきましては求人者様、ご家族様のご協力が不可欠でございます。つきましては下記事項に特段のご理解、ご配慮を宜しく御願い申し上げます。

- ・ ケアワーカーが提供します家事業務は原則、一般的な日常生活での家事の範囲内とさせていただきます。従いまして清掃会社など専門的レベルでのサービスは提供出来ませんのでご了解ください。(例: 食事提供は一般的な家庭料理。)
- ・ 要介護の方が居られる場合、ご本人の体調は日々変化しますので、小さな事でも気になる点がございましたら、その都度お知らせください。
- ・ 現金・宝石・有価証券類などの貴重品管理は、原則致しませんので、金庫等の鍵のかかる場所に御利用者さまにて保管ください。(預金通帳のご用は申し受けません。)
- ・ お住まいの設備・什器・美術品・高額な家財等、取扱に注意を必要とする事項がございましたら必ずケアワーカーにお伝えください。(例: 掛軸・茶道具、漆塗装の食卓や食器の取扱方法など)
- ・ 求人者様並びにご家族様方の指示通りに行った結果、損害が発生したとき、ケアワーカーに特段の過失がない場合は、責任を負えない事がありますのでご了承ください。
- ・ お住まいの鍵につきましては、お預かり、持ち帰りは出来ません。又留守宅への出入りは禁じられています。(特別な事情の場合は当事業所へご連絡下さい。)
- ・ 通常の操作で家電品等に故障が生じた場合、故障に対する保障は出来ませんのでご了承ください。(例: 製品の劣化による故障等)
- ・ 求人者様先における金品の貸借については、紹介所は一切責任を持ちませんのでご了承ください。

※ 御不審の点がございましたら、当事業所へご連絡ください。

厚生労働大臣認可
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会山形県支部
〒996-0032 山形県新庄市上金沢町9番37号
有限会社 ケアワーク新庄
TEL 0233(22)2018
FAX 0233(23)0638

☆賃金目安表☆ (当事業所の法定手数料には消費税が含まれています。)

1、通勤の場合 (昼の部・夜の部・パートの部)

	看 護 師		2級ヘルパー	ケアワーカー	備 考
	(本)	(准)	家政士・ベビーシッター		
昼の部	13,000	11,500	7,900	7,700	8:00 ~ 17:00 (休憩 1時間)
夜の部	16,900	14,950	10,270	10,010	18:00 ~ 8:00 (休眠 6時間)
パート	1,850	1,650	1,300 ~ 1,150 (2hまで) (2h超)	1,250 ~ 1,100 (2hまで) (2h超)	2時間までのパートは 法定手数料30%
時間外	2,030	1,800	1,234	1,203	

2、住み込みの場合

実働 8時間
拘束休憩・休息 8時間(時間外4時間)
睡眠 8時間

	2級ヘルパー ベビーシッター	ケアワーカー	備 考
基本賃金	7,900	7,700	(住込) 時間外手当 (基本÷8×1.25×4h)
住込料金	12,840	12,510	深夜割増→1,480円(1h) (睡眠中断の多い時)
在宅就労	(一人付) 食事付 12,840 (2人付の場合2割増) 食事付 15,410		在宅は食事付料金となります

- ◎ 通勤の場合の食事は、全額個人負担となります。(弁当持参すること)
 - ◎ 在宅の食事は朝食→300円・昼食→300円・夕食→400円=1,000円となります。
 - ◎ 徹夜勤務の場合、基本給の3割増し(2日を限度)とし交代制就労又、深夜勤務の場合も深夜割増1,480円の加算と交代制就労となります。この場合、交通費はお願いします。
 - ◎ 感染症・精神障害の時は、一般介護料の3割加算となる場合もあります。
 - ◎ 求人受付事務費・1件につき1000円
 - ◎ 法定手数料(税込)・賃金総額の20% (2時間までの短時間パートの場合は賃金総額の30%)
 - ◎ 交通費は当事業所より勤務地までの実費。(緊急の為タクシーを必要とした場合はその実費)
但し、勤務者によっては、勤務者宅からご利用者様宅までの交通費をお願いする場合がありますのでご了承ください。
 - ◎ 寝具をかりた場合は、その実費。
 - ◎ 遠方の場合、地場賃金を申し受けることになります。
 - ◎ 各種証明書を要する時、一枚につき300円の証明料をいただきます。
- ☆ 賃金の支払について
- ◎ 15日毎、或いは就労が終了した日に勤務者に支払ってください。その際、厚生労働省指定の領収書と引換にお支払い下さい。又は請求書到着後に払込取扱票(郵便局)或いは口座振込(信用金庫)でお支払い下さい。請求書を送付する前にお支払方法をご連絡ください。